

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在の会社Bに雇用され、警備員として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、C県D市の工事現場において、警備の業務中に金庫をトラックに載せるのを手伝ったところ、左手の中指、薬指を金庫とトラックの間に挟み負傷し、その際に腰も負傷した。

請求人は、平成〇年〇月〇日にEクリニックに受診し「左第4指末節骨骨折、左手関節部打撲、腰椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、通院加療した。

請求人は、本件傷病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、トラックの荷台と一緒に金庫を持ち上げてほしいと要請されたので手伝った旨述べているが、その事実関係については確認できず、仮に請求人が金庫をトラックに載せる作業を手伝って、その際に負傷をしたとしても、そもそも警備員が金庫をトラックに載せる作業を手伝う行為は業務上の行為とは認められない上、作業員から上記手伝いを要請されたとする請求人の主張を裏付ける証拠もない。請求人自身、荷物を運ぶために勤務しているのではないことは分かっていた旨認めているとおり、警備業務を逸脱している行為であるというべきであって、業務遂行性及び業務起因性を認めることはできないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。